

基本計画

施策の体系

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

- 施策 1 自然環境とまちの緑の保全
- 施策 2 良質な水の安定的な確保
- 施策 3 快適な生活環境の実現
- 施策 4 脱炭素と循環型社会の形成

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

- 施策 5 産業集積による経済の成長
- 施策 6 雇用環境と人材育成の充実
- 施策 7 農林水産業の持続的な発展
- 施策 8 魅力とにぎわいのある商業の振興
- 施策 9 地域の魅力を活かす観光・物産の振興

基本方針 3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

- 施策 10 未来につながる都市整備の推進
- 施策 11 円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実
- 施策 12 安全で快適な定住環境の整備
- 施策 13 防災・減災対策の強化
- 施策 14 生活安全対策の推進

基本方針 4 生涯安心して暮らせるまちづくり

- 施策 15 地域共生社会の実現
- 施策 16 健康づくりの推進と医療の充実
- 施策 17 温かな子育て支援、健やかな子育ての応援
- 施策 18 安心で充実した高齢期の応援
- 施策 19 ともに生きるまちづくり

基本方針 5 未来を拓く人を育むまちづくり

- 施策 20 人権文化の醸成
- 施策 21 未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進
- 施策 22 安全・安心に学べる学校づくり
- 施策 23 地域文化の継承と創造
- 施策 24 生涯学習による人づくり・まちづくり
- 施策 25 スポーツの推進

基本方針 6 とともに築く持続可能なまちづくり

- 施策 26 市民自治の促進
- 施策 27 協働によるまちづくりの推進
- 施策 28 健全な行財政運営の推進
- 施策 29 ICT の利活用と親しまれる市役所づくり
- 施策 30 シティプロモーション戦略の推進
- 施策 31 人口減少・少子化対策の推進

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

- 施策 1 自然環境とまちの緑の保全
- 施策 2 良質な水の安定的な確保
- 施策 3 快適な生活環境の実現
- 施策 4 脱炭素と循環型社会の形成

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

施策 1

自然環境とまちの緑の保全

まちの緑が市民の生活に潤いを与え、自然の豊かさや多様性が将来に向けて持続し、さらに磨かれていくことで、人が集まり、緑とともに暮らせるまちを目指します。



現況と課題

緑は、地球温暖化対策や良好な景観形成など、多様な機能を有しています。本市は、四国山地から瀬戸内海に至るまで、自然にあふれ、豊かな水と緑に恵まれており、わたしたちには、本市の美しくおだやかな里山や海の景観を、次の世代に引き継いでいく責任があります。

恵まれた自然環境の保全や有効利用、地球温暖化対策についての事業の充実、生物の多様性を守り育むことなどが課題となっています。

子どもたちが自然と親しみ、環境について知るための学習を通じて、自然環境の保全に向けた意識を育てていくことが重要です。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、各世代の市民が参加し、互いに協力しながら、未来に向かって継続的に緑を維持・保全するための仕組みづくりが求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
河川清掃ボランティア団体への支援回数(年間)	16回	18回
フラワーバンク登録者数	158人	170人



金生川ラバーズによる清掃活動



森と湖畔の公園オートキャンプ場



主な取組

(1) 自然を守り、共生するための環境づくり

- ① 自然環境の実態調査を進めるとともに、環境保全に関する情報を発信し、自然を守る意識を育みます。
- ② 林道の整備など、自然環境の保全活動に必要な環境整備を進めます。また、環境に配慮した構造物や材料の使用による公共工事の実施など、自然と共生した社会資本整備を進めます。
- ③ 外来動植物対策など、生態系の保全、自然との共生を進めます。

(2) 自然と親しむ環境や機会の充実

- ① 海水浴場やキャンプ場など、利用者が安全に自然と親しむための環境を整備します。
- ② 桜まつりやあじさいまつりなどの観光振興事業を継続し、市民や来訪者が楽しみながら自然とふれあう機会の充実を図ります。
- ③ ビーチクリーンピクニック、関川・金生川清掃活動など、市民やボランティア団体とともに、環境美化活動の機会を拡充します。

(3) 緑あふれるまちづくりの推進

- ① 都市緑地法に基づく緑の基本計画を策定し、樹林地、草地、水辺地、公園など生活とともにある緑の環境を生物多様性の確保などに配慮しながら総合的・計画的に整備します。
- ② 都市計画法に基づく開発許可制度の運用において、開発する事業所等の主体的な緑地の保全管理を指導・支援し、その他の法令に基づく緑地と併せて確保に努めます。
- ③ 市民のフラワーバンク利活用の推進や緑化推進団体の育成、事業所による緑化活動を奨励します。

主な関連計画



環境基本計画

緑の基本計画

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

施策 2

良質な水の安定的な確保

先人から受け継がれた豊かな水資源を保全し、安全で安定した水の供給を続けるため、災害に強く持続可能な水道の事業運営を目指します。



現況と課題

本市は、瀬戸内式気候で雨が少ないため、昔から水に恵まれていませんが、先人の努力により幾多の困難を乗り越え、銅山川分水の大事業が実現し、現在では3つのダム（柳瀬ダム、新宮ダム、富郷ダム）の水が上水道、工業用水、農業用水として市民生活や地場産業を支えています。

工業用水は、製紙産業に欠かすことのできない産業の血液であり、日量約59万トンの給水能力を誇っており、日本一の紙のまちの礎となっています。

また、上水道は、「市民とともに未来へつなぐ安心・強靱な水道事業」を目標に掲げ、市民に対して安全で安定した水の供給を行っており、水源の大半は銅山川にある2つのダム（柳瀬ダム、富郷ダム）で、土居地域は地下水、新宮地域は河川の表流水を水源としています。

近年は、給水人口の減少による収入の減少や職員の高齢化など持続可能な事業運営への課題を抱えています。また、命の水である上水道及び工業用水のより安全で安定的な水の供給に向けて、老朽管路の更新や災害に備えた施設更新などに取り組んでいく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
原水有効利用率※1	89.41%	90.00%
上水道有収率※2	88.54%	88.90%
上水道基幹管路耐震化率※3	46.61%	47.23%

※1 原水有効利用率…取水した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかを示す指標

※2 上水道有収率…供給した水が漏水などのロスなくいかに有効に利用されているかを示す指標

※3 上水道基幹管路耐震化率…基幹管路（導・送・配水本管）のうち耐震管の割合で地震に対する強靱さを示す指標



中田井浄水場



水質試験



主な取組

(1) 水資源の保全

- ① 関係機関と連携して、水源の価値や森林の役割などについての啓発や、環境保全に努めます。
- ② 原水の水質や上流域の汚濁原因などの水源流域に関する情報について、積極的に市民や関係機関に情報を提供します。

(2) 安全で安定した水の供給

- ① 水道事業ビジョンや水安全計画、水質検査計画を基に、安全でおいしい水の供給に努めます。
- ② 上水道、工業用水、農業用水の効率的な運営と水の確実な確保に努めるとともに、老朽化した施設の点検や更新整備を推進し、災害に強い施設・管路の維持に努め、安定した水の供給と防災対策・ライフラインの強化に努めます。
- ③ 災害時に迅速な対応ができるよう応急復旧・応急給水に必要な資機材の調達や備蓄に努めます。
- ④ 水道事業のサービス均衡と良質な水源水質による安全な水の供給のために、上水道と簡易水道の事業統合を進めます。

(3) 持続可能な事業運営

- ① 配水池、ポンプ設備、管路などの水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するとともに、施設の統廃合を実施し、効率的な維持管理に努めます。
- ② 個々の家庭や事業所による節水意識の高揚に努めます。
- ③ 良質で安定した水の供給のために、必要な技術を継承・開発する人材の確保に努めます。
- ④ 事業コストの縮減や業務の効率化、収益確保による財政基盤強化を図るとともに、長期的な財政収支の見通しを基に、健全な事業経営に努めます。

主な関連計画



水道事業ビジョン 水安全計画 水質検査計画
工業用水道事業アセットマネジメント計画

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

施策 3

快適な生活環境の実現

生活環境が良好に保たれ、衛生的で美しいまちを目指します。



現況と課題

良好な大気質や静穏な環境は、市民が健康で文化的な生活を確保する上での基本的な条件であり、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの影響の少ない、快適な住まい空間の確保と、安心して暮らすまちづくりを実現するよう、努めていく必要があります。

環境美化意識の向上を図るため、学校や地域、事業所と連携し、環境学習やクリーンデー（市内一斉清掃）などの環境イベントを充実させる必要があります。

幹線道路脇などでは、空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てごみが見受けられ、また、依然として不法投棄も発生していることから、防止対策を進めるとともに、市民への啓発を継続する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
環境保全ボランティア団体登録者数	919 人	1,000 人
不法投棄確認件数(年間)	60 件	30 件



海岸清掃



川之江浄化センター



主な取組

(1) 環境保全への取組の推進

- ① 大気や水、騒音、振動などの環境調査や環境監視パトロールを実施し、異常発生時には速やかに対応します。また、環境情報の見える化を進めます。
- ② 企業による公害防止への取組を促進するとともに、都市・生活型公害の問題への理解を促し、市民が主体的に環境負荷を抑制できるよう支援します。
- ③ 環境保全に関わる団体の育成・支援、効果的な活動の顕彰・紹介など、事業所や地域・学校、家庭・個人による取組を促進します。
- ④ 学校や地域での環境学習やクリーンデー（市内一斉清掃）などの活動を通じて、市民の環境美化意識の向上を図ります。

(2) 適切な廃棄物処理の推進

- ① 家庭ごみの収集体制の充実を図り、市民の協力を得ながら、速やかな回収、未収集の未然防止、ごみの適正な種別分別、ごみ集積場の適切な運営を進めます。
- ② ごみの無いまちを目指すため、パトロールや市民への啓発活動を実施し、ポイ捨てや不法投棄の抑止に努めます。
- ③ し尿処理施設の老朽化に伴い、下水道浄化センター内で汚泥の共同処理を実施し、し尿の効率的な適正処理を目指します。

主な関連計画



環境基本計画

地球温暖化対策実行計画

一般廃棄物処理基本計画

基本方針 1 環境資源を未来へ残すまちづくり

施策 4

脱炭素と循環型社会の形成

脱炭素の取組やリサイクルなど環境資源の効率的な利用により、将来にわたって持続していける環境負荷の少ないまちを目指します。



現況と課題

近年、地球温暖化により、豪雨災害などの気候危機が、ますます顕在化するとともに、廃棄物の大量発生など、使い捨て型の経済活動・日常生活が地球環境を犠牲にしており、対策の実行が求められています。

本市では、製紙業を代表する企業を中心に、四国中央市カーボンニュートラル協議会が令和3(2021)年に設立されました。また、同年には、本市出身の真鍋淑郎博士が、温室効果ガスが地球温暖化に影響する研究が評価され、ノーベル物理学賞を受賞されるなど、脱炭素に取り組む機運が高まっています。

3R(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用)によるごみ減量意識の普及・啓発に努めていますが、依然としてごみの減量には至っていない状況であり、ごみ処理の有料化など、ごみ減量対策の強化・検討が必要です。

また、ごみ処理施設については、老朽化や維持管理コストの増大などが重要な課題であり、環境負荷の低減はもとより、今後の人口減少に対応した施設更新が求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
ごみの総量(年間)	32,996 t	31,339 t
温室効果ガス排出量※	2,378 千 t-CO2	1,284 千 t-CO2

※温室効果ガス排出量は、国の削減目標に基づき、現況値を平成25年度(2013年度)とし、目標値を令和12年度(2030年度)とする。



カーボンニュートラル協議会



ペーパーファイル



主な取組

(1) 脱炭素社会の実現

- ① 新たな環境問題や資源・エネルギー需給の変化に対応するため、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を策定し、市全体において推進を図ります。
- ② 温室効果ガスの排出抑制に向けて、再生可能エネルギーや次世代自動車の導入、省エネルギー・省資源型のライフスタイルと事業活動への転換などを促進します。
- ③ 二酸化炭素の吸収源となり、水源かん養や生物多様性の確保など、多面的な機能を有する森林・農地などの適正管理・保全に努めます。
- ④ 脱炭素における最新技術や国の政策動向などの情報を収集するとともに、四国中央市カーボニュートラル協議会と連携して、紙産業集積地である本市の特性に応じたエネルギーの供給方法を検討し、市内企業の二酸化炭素の排出量削減を後押しします。

(2) 循環型社会の形成

- ① 3R（廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用）については、資源ごみの回収やリサイクル活動を奨励・支援し、また、自然にやさしい製品の購入やプラスチック由来製品の削減など、市民による自発的な取組を促進します。
- ② クリーンセンターの適切な維持管理を行い、ごみの焼却やリサイクルによる資源化を推進します。
- ③ 近隣市との合同によるごみ処理施設の集約化や、ごみを燃やさず資源化できる方策の検討など、安定的かつ持続的な廃棄物処理体制の構築に向けて取り組みます。

主な関連計画



環境基本計画

地球温暖化対策実行計画

一般廃棄物処理基本計画

第三次総合計画について

まちづくりの課題

まちづくりの将来像

施策の大綱

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

資料編

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

- 施策 5 産業集積による経済の成長
- 施策 6 雇用環境と人材育成の充実
- 施策 7 農林水産業の持続的な発展
- 施策 8 魅力とにぎわいのある商業の振興
- 施策 9 地域の魅力を活かす観光・物産の振興

基本方針2 活力と魅力を創るまちづくり

施策5

産業集積による経済の成長

紙産業を核とした産業の集積と中小企業の活躍により、産業都市としての競争力強化を目指します。



現況と課題

本市は現在、パルプ・紙・紙加工品の製造品出荷額が日本一を誇る紙のまちとなっています。本市の紙関連産業は、原材料から最終製品に至る全工程を市内で行える環境にあり、商社、運輸、機械などの各種関連産業が幅広く集積していることから、機能紙産業やセルロースナノファイバー等の新たな高機能新素材産業も創出され、本市特有の高度な「紙産業クラスター」が形成されています。

一方、四国の中心地という恵まれた立地条件に関わらず、市内への新規立地は、周辺市と比較しても低い水準で推移しており、また、市内企業における立地ニーズについても、適地不足などから市内での決定に至らないケースもみられます。

今後においても、産業集積を一層進めるべく、産業用地の確保を図るとともに、地域経済を支える中小企業の活力維持のためのサポート体制の充実が求められています。また、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変容は、中小企業に大きな影響を与えており、感染症防止対策や新しい事業転換などに取り組む事業者を支援する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
製造品出荷額(年間)※	6,691 億円	7,000 億円
紙の総合マッチングサイト「四国は紙國」への登録社数	171 社	180 社
起業件数(年間)	11 社	15 社

※製造品出荷額の現況値は、令和元年工業統計による実数



三島公園からの展望(工場の遠景)



愛媛大学紙産業イノベーションセンターシンポジウム



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 企業留置・誘致の推進

- ① 企業立地奨励金制度などの新規立地インセンティブ（優遇条件）、庁内連携による用地選定からインフラ等の基盤整備、各種手続きまでの迅速な対応など、既存立地企業のニーズに即した留置策を積極的に展開するとともに、企業誘致策の充実を進めます。
- ② 都市計画用途地域の見直しや、民間活力との積極的な連携により、新規に工業用地の整備を進め、企業の立地ニーズに応じていきます。

(2) 紙産業クラスターの高度化

- ① 紙の総合マッチングサイト「四国は紙國」のビジネスマッチング機能の充実と活用を軸に、事業者間の提携や共同事業を支援するなど、積極的な事業展開や販路開拓を推進します。
- ② 愛媛県紙産業技術センター、愛媛大学紙産業イノベーションセンターなどとの連携・活用、工業団体をベースとする技術交流を促進するなど、技術開発や商品開発を支援するとともに、本市特有の高度な紙産業のPRを進めます。

(3) 中小企業の経営支援

- ① 商工会議所・商工会の支援を通じ、巡回訪問、中小企業診断士による相談対応、経営診断・経営指導など、中小企業の経営基盤の安定強化を支援する活動を進めます。
- ② 商工団体や市内金融機関などとの連携により、融資制度の適切な運用を進め、中小企業の事業継続や新規事業展開をサポートします。
- ③ 中小企業基盤整備機構四国本部や四国産業・技術振興センターなど、産業支援機関との連携により、企業の課題解決のための専門家派遣や産業基盤の強化など、支援策を実施します。
- ④ 支援機関や商工団体と連携した商品開発、起業・創業支援、ベンチャー支援、新産業育成を図ります。
- ⑤ ウィズコロナ・アフターコロナに対応できる企業を育てるため、より手厚い経営・雇用支援に取り組めます。

主な関連計画



工業団地整備計画

工業振興ビジョン

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

施策 6

雇用環境と人材育成の充実

市内での雇用機会を拡大させ、ライフスタイルなどに応じて、安心して働き続けられる環境が整ったまちを目指します。



現況と課題

本市は、人口減少率が周辺市と比較しても高く、将来働き手が不足し、産業活力が低下する恐れがあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、地域経済や雇用情勢への影響が懸念されています。

今後は、人口流出を防ぐため、地場産業の魅力発信や雇用の場の確保に取り組むとともに、企業の動向など、今後の雇用情勢の変化を注視しつつ、企業と求職者のマッチングを図っていく必要があります。

本市の基幹産業である紙産業は、少子高齢化による技能の継承や労働者不足という課題に直面しており、地場産業の持続的発展を図るため、人材確保に取り組むとともに、優れた若年労働者を育成し、ものづくり技能の継承を行う必要があります。

雇用環境については、子育てや介護との両立などのニーズに対応するため、「働き方改革」を推進し、就労を希望している市民がライフスタイルに合わせて働ける環境づくりが求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
事業所数※	4,212 所	4,212 所
従業者数※	41,469 人	41,469 人
就労支援サポート件数(年間)	35 件	40 件

※事業所数及び従業者数の現況値は、平成28年経済センサスによる実数



新宮小・中学校紙すき体験学習



就職準備フェア



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 幅広い雇用と人材育成の促進

- ① 就労支援機関や教育機関と連携した情報提供、求人・求職マッチングなどの就労支援を進めます。
- ② 地元の企業、教育機関との連携により、企業合同就職説明会などを開催し、市内から四国出身までの若者の地元就職を促進します。
- ③ 産学官連携により、小学生の頃から紙産業について学ぶ機会の充実を図り、将来、紙産業を担う人材を育てます。
- ④ 外国人技能実習生の確保に向けて、関係機関と連携を図ります。
- ⑤ 紙産業初任者研修、中核人材研修、ビジネスセミナーの充実、大学や高校と連携した教育の推進など、基幹産業を担う人材を育成します。

(2) 誰もが働きがいのある仕事ができる環境づくり

- ① 女性、高齢者、障がいのある人、介護・育児中の人も働きやすいワーク・ライフ・バランス※1に配慮した多様な働き方の確保や外国人も働きやすい職場など、人にやさしい環境づくりなどを進めます。
- ② 職業体験など、子どもや若者を対象とする職業教育、ハローワークやジョブあしすとUMA※2との連携による就労支援などを進めます。

※1 ワーク・ライフ・バランスとは、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※2 ジョブあしすとUMAとは、障害者就業・生活支援センターのことで、障がいのある人の就業面や生活面の支援を行い、企業のニーズに応じて情報提供やコーディネートを行っている。

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

施策 7

農林水産業の持続的な発展

担い手の確保や生産基盤の整備により、経営の安定化を図るとともに、活力ある農林水産業を将来にわたり持続できるまちを目指します。



現況と課題

農業は、水稻を中心に野菜、柑橘、茶などが栽培されていますが、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農業被害、輸入農畜産物の増加による価格低迷や資材などのコスト上昇による農業所得の低下などの問題が表面化しています。

農業経営の効率化や生産性の向上に向け、生産基盤の整備を進めるとともに、担い手への農地集積、安定的な経営体の育成、新規就農者の確保、有害鳥獣対策の強化を図る必要があります。

林業は、災害防止や水源かん養、地球環境保全に重要な役割を担っていますが、林業職の高齢化が進むとともに、後継者の確保が難しい状況にあります。林業再生のためには、間伐材利用による収益確保、観光や教育、健康づくりと連携した多角的な管理体制づくりなどが重要となっています。

水産業は、カタクチイワシを中心とした加工業は定着していますが、漁獲量の減少、漁業者の高齢化や後継者不足、燃料や資材の高騰による経営の圧迫など、問題が山積しています。今後は、担い手の確保、水産資源を守る活動、消費者との交流機会を増やし、魚離れの解消を図るなど、消費拡大に向けた取組を進める必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
40歳以下の新規農林水産業就業者数	5人	8人
常設の農林水産物販売所数	8か所	11か所
担い手の農地利用集積率	19.5%	21.5%
野生鳥獣による農作物被害額(年間)	3,356千円	3,021千円



結の霧ひめ



原木市場



主な取組

(1) 生産基盤の充実

- ① 農業振興センター（ワンストップ窓口）を核に、JAなど関係機関と連携して農業経営を総合的に支援します。水産業、林業についても、組合団体の支援、団体間の連携など、経営支援体制の強化を図ります。
- ② 農業水利施設の長寿命化や漁港の老朽化対策、中小規模の農地や林道・作業道などの整備を行うほか、森林環境譲与税を活用した森林整備を行うとともに、優良農地の集約化や有害鳥獣対策、耕作放棄地対策など、生産基盤の充実を進めます。
- ③ 各組合団体、認定農業者等連絡協議会などの支援を通じて、担い手の確保と育成を進め、若手の新規就業のほか、定年後の就業ニーズにも対応します。

(2) ブランド力の強化と流通の活性化

- ① 里芋・山の芋・お茶・五葉松・いりこなど特産品のブランド力の強化、間伐材の有効利用など、生産者の経営の安定につながる取組を進めます。
- ② JAを介した流通路の確保とともに、市内外の小売店、飲食店、給食施設への地場産品導入など、多様な販路の確保に努めます。
- ③ 常設の産直市や道の駅での地元産品の直売、学校給食への地元産食材の活用促進など、生産から消費まで顔の見える体制づくりを進めます。
- ④ 地産地消や食育の推進を図るとともに、製造・加工や流通・販売を一体的に行う6次産業化など、付加価値を高める取組を推進します。

(3) 参加・交流型イベントの展開

- ① 産業祭への農林水産業者の参加、水産まつりの支援、体験学習の推進など、生産者と消費者、市民との交流機会の充実を進めます。
- ② 食農や就農体験、グリーンツーリズム※、森林レクリエーションなど、体験機会の充実を図ります。また、援農や森林ボランティア活動など、様々な交流を促進します。

※グリーンツーリズムとは、農山漁村に滞在し、農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。

主な関連計画



農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

人・農地プラン

食育計画

基本方針 2 活力と魅力を創るまちづくり

施策 8

魅力とにぎわいのある商業の振興

市民生活の利便性の向上と商業の振興を図るため、地域消費の促進や商店街等の活性化を支援し、商業の活力が持続する、にぎわいのあるまちを目指します。



現況と課題

本市では、製紙業を核としたまちの発展とともに、駅前を中心に商店街が成長し、多くの買い物客で賑わっていましたが、核家族化による郊外居住の増加や自動車利用の拡大とともに、商業の中心は郊外へと移行しています。特に、三島川之江インターチェンジ周辺から国道11号方面への商業集積が続いています。

また、インターネット販売、SNS による情報発信、キャッシュレス決済など、商業を取り巻く環境が目まぐるしく進展していく現代社会においては、時代の変化やニーズを的確に捉えながら、新たなビジネスモデルを模索、提案していくことが大切です。

小規模の個人商店の減少は、高齢者等にとって日常の買い物に大きな影響を及ぼす要因となります。今後も、少子高齢化が進展し、買い物難民の増加が懸念されることから、現状で不便を感じている市民を支援していく対策が必要となります。

大型店舗の展開や、店舗経営者の高齢化及び後継者不足などにより、商店街の活力の低下が深刻化しています。商店街は、人が集い交流する地域コミュニティとしての役割も期待されていることから、市街地の活性化を図る上で、にぎわいのある商店街づくりは重要な課題となっています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
小売業の事業所数※	698 所	698 所
小売業の商品販売額(年間)※	909 億 4 千万円	950 億円
商店街の営業店舗数	156 店	156 店
商店街イベントの動員数(年間)	8,900 人	10,000 人

※小売業の事業所数及び商品販売額は平成 28 年経済センサスによる実数



いよみしまナイトバザール



川之江にぎわい広場オープニングイベント



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 意欲の持てる商業経営への支援の充実

- ① 居住や都市機能の誘導による日常生活に必要な施設の立地により、コンパクトなまちづくりを推進するとともに、地域公共交通計画と連携した域内交通の活性化や、利便性の確保に努めます。
- ② 買い物支援の仕組みづくりなど、地域の生活とともにある商業を育成します。また、市民ニーズや地域の課題解決に対応したビジネスの展開を促進します。
- ③ 新たな顧客獲得機会の創出に向け、個店の自助努力を促すとともに、商業者と消費者の接点づくりによる消費拡大に努めます。
- ④ 紙製品や農林水産物など、地元産品のPRや販路の拡大を図るとともに、市外からの来訪者が市内でより多くの消費活動を行う仕掛けづくりを行い、地域経済を継続的に循環する仕組みへ発展させていきます。

(2) にぎわいと魅力あふれる商店街の形成

- ① 商店街の多面的な交流機能を市民・地域で共有していけるよう、商店街の空間や空き店舗を多様な人々が集える場として活用するとともに、商店街で行われるイベントの活性化を支援します。
- ② 駅周辺や駅前商店街に観光物産情報を提供する「観光物産案内拠点」を整備するとともに、本市を訪れる人々へのホスピタリティの醸成を図り、観光案内機能を充実させます。
- ③ 日常生活サービスの立地状況や、公共交通へのアクセス性を勘案した都市機能誘導を行うコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりを進め、商店街の活性化に寄与します。

主な関連計画



都市計画マスタープラン

立地適正化計画

地域公共交通計画

基本方針2 活力と魅力を創るまちづくり

施策9 地域の魅力を活かす観光・物産の振興

躍動する産業都市、高速自動車道のクロスポイント、歴史街道・海道の交差点に育まれた歴史、人を大切にする風土など、本市ならではの魅力を活かした観光交流のまちを目指します。

?

現況と課題

本市は、産業・歴史・自然など多様な観光資源を有しています。また、エクスハイウェイの結節点に位置し、四国各県の県庁所在地まで約1時間で結ばれるという好条件にあり、四国遍路道や土佐北街道の玄関口として広域から人々が訪れています。

四国へ訪れた観光客にとって、本市が重要な立ち寄り場所となるよう、情報収集や発信等を総合的にマネジメントできる機能を地域に備えるとともに、定住人口が減少の一途をたどる中、観光振興により交流人口を拡大し、地域に活力をもたらす必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光産業はかつてない大きな打撃を受けています。本市の令和2年度及び令和3年度の観光入込客数は30万人台で推移しており、令和元年度の75万人から激減しています。新規観光客の獲得に向けた取組や受入態勢の整備はもとより、ウィズコロナ・アフターコロナ時代に対応した仕組みづくりが早急に求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
観光入込客数合計(年間)	325,382 人	800,000 人
観光ボランティアガイド登録人数	17 人	25 人



具定展望台からの工場夜景



土佐街道ガイド



主な取組

(1) 観光振興体制の確立

- ① 多様な立場の事業者、地域、市民の参加により、（仮称）観光振興計画を策定し、本市における観光振興の指針とします。
- ② 観光協会と物産協会が協業し、多様な立場の事業者や市民の参画など、市ぐるみの観光振興体制の強化を図ります。
- ③ 各地区観光協会の活動を支援し、地域の人材や資源を発掘、活用しながら地域色豊かな観光振興体制の強化を図ります。
- ④ 四国のまんなかのまちとして、県や近隣の市町と連携し、それぞれの観光資源を活かした広域観光ルートづくりを進めます。

(2) 本市ならではの観光魅力の醸成

- ① 市の発展を象徴する紙産業都市の特徴を生かした体験学習など、本市でしか味わえない魅力を開発するとともに、特色ある工場群の景観を活かした観光振興を推進します。
- ② 市内各地に現存する歴史文化遺産の発掘や体系化、観光案内看板やパンフレット等の整備、ボランティアガイドによる街歩き体験の充実と体制の強化を図るなど、歴史文化との融合による観光の振興を進めます。
- ③ 観光PR活動のため、各メディア等へ積極的に協力をを行い、SNSなど時代に応じた様々な手法による情報発信機能の充実を図ります。

(3) 観光・物産振興の基盤整備

- ① 市内主要観光施設のキャッシュレス化やWi-Fi環境の整備を進めるとともに、インバウンド観光客の受入環境を強化します。
- ② 観光プロモーション拠点となる観光案内センターの運営を拡充するとともに、観光産業を担う人材を育成し、観光・物産の基盤整備を図ります。また、多様な立場の事業者・市民・地域が一体となって来訪者へのおもてなし活動を促進し、受入体制の充実を図ります。
- ③ 「紙のまち、ものづくりのまち」を連想するブランド化に取り組むとともに、既存製品の掘り起こしや地産品の開発を推進します。
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナ時代における観光振興体制の在り方を確立し、新たな需要の獲得に積極的に取り組みます。

主な関連計画



（仮称）観光振興計画

第三次総合計画について

まちづくりの課題

まちづくりの将来像

施策の大綱

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

資料編

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

- 施策10 未来につながる都市整備の推進
- 施策11 円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実
- 施策12 安全で快適な定住環境の整備
- 施策13 防災・減災対策の強化
- 施策14 生活安全対策の推進

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

施策10 未来につながる都市整備の推進

効率的でバランスある土地利用、時代の要請に応える社会資本整備、美しい景観の形成を進め、四国のまんなかにながさの活力あふれる都市を目指します。

?

現況と課題

本市では、「四国中央市都市計画マスタープラン」に基づき、総合的な視点から計画的な土地利用を推進し、社会資本の長寿命化や耐震化など、安全な都市づくりへの取組も計画的に進めています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、効率的でバランスのとれた土地利用、安全で安心な暮らしの持続、これまで拡充してきた都市基盤の維持など、まちづくりの課題は多岐に及んでいます。

本市は7割以上を林野が占め、限られた平坦地に農地、工業用地、市街地が広がっています。その中で、商業施設や住宅の郊外への無秩序な拡大（スプロール化）、企業立地ニーズと農業との調整といった課題がみられます。

今後は、都市機能を集約した市街地の整備と、各市街地を結ぶ交通網の整備による、歩いて暮らせるまちづくり、災害に強く、四国のまんなかにながさの景観を備えた都市形成など、未来につながる都市整備に取り組んでいく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
地籍調査の進捗率	60%	66%
都市計画道路整備率	48.49%	50.00%



国道11号川之江三島バイパス



川之江にぎわい広場



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) バランスある土地利用の推進

- ① 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、地域の特性を活かしたバランスある土地利用を用途地域の見直しなどにより、計画的に推進します。
- ② 計画的な土地利用の基礎として、地籍調査を着実に推進します。
- ③ 都市防災機能の充実を図るため、避難経路や施設の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。
- ④ 駅及びインターチェンジ周辺の都市機能の整備を進めるとともに、交通結節点の整備を進め、市域全体の交流を促すまちづくりに努めます。

(2) 市街地整備の推進

- ① 駅、商店街、公共施設など、生活に必要な機能を徒歩圏に配置する集約型都市構造（コンパクトシティ）として整備し、「歩いて暮らせるまち」の形成を目指します。
- ② 三島川之江インターチェンジから三島川之江港を結ぶゾーンを新たな都心部拠点として、人々が交流し、にぎわいのある都市づくりを進めます。
- ③ 国道11号川之江三島バイパスや市街地の県道・市道、臨海部の道路など、都市計画道路の整備を推進し、市街地の活性化を図ります。
- ④ 江之元地区の住宅市街地整備を推進し、安全で安心して暮らせる住宅地、暮らしやすく住み続けられる生活環境の形成を図ります。
- ⑤ 都市公園について、計画的に施設の長寿命化を進めるとともに、交流の場としての機能を高め、防災機能に配慮した誰もが楽しめる公園づくりを進めます。
- ⑥ 中核病院など、都市機能誘導施設の立地に合わせた周辺エリアのまちづくりを進めます。

(3) 景観行政の推進

- ① 景観計画に基づき、地域の魅力を引き出す景観の再生や創造、景観を阻害する問題の解消など、景観の整備を進めます。
- ② 景観意識の啓発を進め、市民、地域とともに景観の検証、整備を進めます。

主な関連計画



都市計画マスタープラン

景観計画

立地適正化計画

都市公園長寿命化計画

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

施策11 円滑な交流基盤の整備と交通環境の充実

産業活力と生活利便性を支える円滑な都市交通体系の実現を目指します。

?

現況と課題

道路網や港湾などの交流基盤を整備し、円滑な交通体系を確保、充実させることは、地域経済の活力や市民の生活利便性の向上など、様々な交流を支えるためにも極めて重要です。

本市は、国際物流ターミナルを有する重要港湾や、広域とつながる高速道路を有していますが、朝夕の交通渋滞や市街地と臨海部の接続、津波や高潮への対応、公共インフラの老朽化など、様々な課題を抱えています。

生活道路などの既存施設では、整備や老朽化対策、バリアフリー化など、人にやさしい交通環境づくりに取り組んでいく必要があります。

誰もが快適に移動できるまち、交通弱者をつくらないまち、環境にやさしいまちをつくるためには、市街地において歩いて暮らせるまちづくりの推進や公共交通の確保も大きな課題です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
道路ストックにおける長寿命化対策の橋梁数	32 橋	92 橋
デマンドタクシーの1日平均利用者数(年間)	69 人	88 人
基幹道路整備率(新宮中央線、寒川中央線)	67%	100%



ガントリークレーン



デマンドタクシー



主な取組

(1) 港湾機能の充実

- ① 重要港湾三島川之江港については、国際物流ターミナルの機能強化や複合一貫輸送ターミナルの整備を進めるとともに、地震災害に備えた耐震強化岸壁のほか、臨港道路などの円滑で安全な交通環境の確保を進めます。
- ② 港湾と市街地の接続性の向上、津波や高潮等に対する防災・減災対策並びに流通関連用地の確保など、都市の魅力の一つとして、港湾の交流機能を高めていきます。

(2) 道路網の維持・充実

- ① 都市の骨格を形成する道路交通網は、混雑の緩和や安全で円滑な交通の実現に向けて、幹線道路、生活道路の整備を進めます。
- ② 道路ストック※の長寿命化対策や生活道路の改良、無電柱化の推進など、安全で人にやさしい道づくりを進めます。
- ③ 国道11号川之江三島バイパスや新法皇トンネルをはじめ、国道・県道など基幹道路については、道路整備の促進を関係機関へ要請します。

(3) 公共交通の確保

- ① 鉄道高速化や四国新幹線の実現に向けて、広域的な取組を推進します。
- ② 交通事業者などの協力を得ながら、駅前広場の整備や公共交通の利用促進などに努めます。
- ③ 路線バスの維持・確保やデマンドタクシーの充実、高速バスの利便性向上に努めます。

※道路ストックとは、トンネル・橋梁・照明灯など市が維持管理している道路構造物のこと。

主な関連計画



橋梁長寿命化修繕計画

トンネル長寿命化修繕計画

地域公共交通計画

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

施策12 安全で快適な定住環境の整備

子どもから高齢者まで安心して暮らし続けることができ、若者が魅力を感じるような、安全で快適なまちを目指します。



現況と課題

本市では、上下水道や道路、情報通信網の整備など、快適で利便性の高い生活環境の整備に努めています。また、「四国中央市住宅マスタープラン」に基づき、安心して快適に住み続けられる住宅と住環境の整備、誰もが住みやすい多様な住宅の提供などを進めています。

少子高齢化・人口減少社会において、市民の生活ニーズの動向を見極めながら、子どもから高齢者までが安心して生活でき、若者が魅力を感じるような職住環境を確保していくことが重要です。

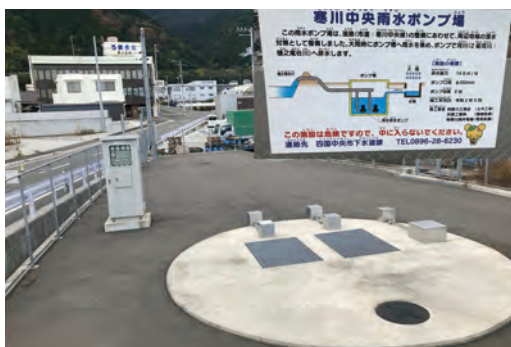
集中豪雨や台風などの水害への対応、南海トラフ巨大地震への備えなど、災害に強いまちづくりに向けて、社会資本の整備や耐震化など、一つひとつ進めていく必要があります。

人口減少に応じて増加する空家については、対策が滞ればゴースタウン化が懸念されるものであり、「四国中央市空家等対策計画」に基づき、多面的な空家等への対策を進めていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
市営住宅の長寿命化等進捗率	40.4%	45.0%
公共下水道普及率	64.14%	65.00%



寒川中央雨水ポンプ場



老朽化した危険な空き家



主な取組

(1) 安全・安心な住環境の整備

- ① 建築物の耐震化や狭あい道路の拡幅、大規模盛土造成地、液状化対策など、災害に強い社会資本整備を進めます。
- ② 市営住宅の計画的な長寿命化等を図り、公営住宅等長寿命化計画において「優先的な建替」と位置付けられた団地については、建替計画を策定し、順次建替えを進めます。
- ③ 都市の延焼防止の観点から、準防火地域の指定拡充や市街地の都市計画道路の整備を進めます。
- ④ 浸水対策として、河川・排水機場・ため池・雨水排水路・雨水ポンプ場・雨水調整池などの整備や維持管理を行い、土石流やがけ崩れ対策として、砂防施設の整備や維持管理を行います。
- ⑤ 木造住宅耐震診断により、改修が必要と判断された建物の改修、木造住宅耐震シェルター設置、危険ブロック塀などの除去や建て替え工事などに補助を実施します。

(2) 快適な生活環境の整備

- ① 上水道や道路、情報通信網など、生活を支えるライフラインを適切に整備・維持管理します。
- ② 公共下水道の未普及地の解消を進め、接続を促進し、水洗化率の向上を目指します。また、公共下水道の供用区域外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ③ 公共下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施し、計画的な修繕・改築により、適正な施設管理に努めます。
- ④ 市営墓地については、定期的な花芝収集や除草シートの整備など、墓園環境の整備に努めます。また、管理が困難となっている墓地等が増えている事に鑑み、市民ニーズに対応した墓地の運営を検討します。
- ⑤ 斎場については、施設の老朽化対応や管理形態の検討など、時代に即した適切な維持管理に努めます。

(3) 空家等対策の推進

- ① 空家等については、空家等対策計画に基づき、総合的・計画的な対策を進めます。
- ② 定住促進に向け、民間業者と連携し、国・県の制度の利用促進や空家情報の紹介などの支援を強化します。

主な関連計画



住宅マスタープラン 公営住宅等長寿命化計画 空家等対策計画
 社会資本長寿命化計画 公共下水道事業計画
 下水道ストックマネジメント計画 浸水対策基本計画

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

施策13 防災・減災対策の強化

「自助」「共助」の取組を推進し、「公助」との連携により、災害に強いまちづくりを目指します。



現況と課題

将来発生が予測されている南海トラフ巨大地震や気候変動による台風の大型化、局部的豪雨などの大規模災害発生時の行政による対応「公助」には限界があります。

平時から自分の身は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取組を推進していくとともに、大規模災害を想定した防災体制づくり「公助」の充実を図り、全市的な防災・減災対策に取り組んでいく必要があります。

災害に強いまちづくりに向けて、地域で暮らす高齢者や障がいのある方などへの対応が求められています。

被害が超広域にわたると想定されている南海トラフ巨大地震などの緊急時の対応の視点から、遠隔地域を含めた広域連携体制の構築を検討する必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
自主防災組織の数	137 団体	150 団体
防災士の人数	501 人	800 人
個別避難計画数	284 件	2,300 件
指定福祉避難所数	18 か所	43 か所
応急手当普及員の養成人数	79 人	100 人
住宅用火災警報器設置率	77.2%	85.0%



市防災訓練



住宅用火災警報器の設置・点検



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 全市的な防災体制の充実

- ① 市域・県域を越えた広域連携を推進し、大規模災害発生時には、同時被災しない地域との災害時応援協定に基づく相互支援を発動します。
- ② 防災有線告知システムをはじめ、多様な情報伝達手段を確保するとともに、河川パトロールなどにより適切な情報収集に努めます。
- ③ 防災マップの更新整備や出前講座などを通じ、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織や防災士、住民参加による防災訓練を実施し、地域防災力の強化を進めます。
- ④ 消防防災センターを核に、高機能消防指令センター、消防本部及び消防署の適正配置、地域における消防・防火施設、各種消防車両や資機材の整備を図ります。
- ⑤ 地域防災計画の見直しと運用により、地震・津波、風水害など、様々な災害の予防、応急対策、復旧対策が円滑に進むよう備えます。また、テロや大規模事故から市民を守る体制を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症などのパンデミック（危険な感染症の爆発感染）に配慮した避難所での感染症対策を進めます。
- ⑥ 避難路や避難施設の適切な確保、備蓄物資や必要な防災資機材を計画的に整備し、誰もが安心して過ごせる避難所づくりに努めます。また、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成し、要支援者の特性に応じた指定福祉避難所の確保を進めます。
- ⑦ 自主防災組織の設立支援をはじめ、自主防災組織連絡協議会における市内自主防災組織ネットワークの強化や地域組織と連携した地域防災体制の充実を図り、事業者と連携した災害時の支援協力体制の拡充を進めます。

(2) 防火・救急・救助体制の充実

- ① 消防団活動について、将来の担い手である学生や女性など、幅広く市民にPRし、団員確保に努めるとともに、平時の訓練等の見直しや装備の充実を図ります。
- ② 防火管理者の育成、危険物施設への安全指導、防火査察など、事業所への指導を徹底することにより、企業の防火体制の充実を図ります。
- ③ 住宅用火災警報器の設置や交換、点検を促進し、市民一人ひとりの防火意識を高め、住宅火災の予防に努めます。
- ④ 救急救命士や指導救命士を新規養成し、最新の知識・技術の取得や医療機関との連携強化など、病院前救急を充実させることにより、救命率の向上を図ります。
- ⑤ 学校や事業所において、応急手当普及員を養成し、バイスタンダー（その場に居合わせた人）による救命率向上につなげていきます。

主な関連計画



地域防災計画

国土強靱化地域計画

基本方針3 にぎわいと定住を支えるまちづくり

施策14 生活安全対策の推進

関係機関と地域との連携により、様々な犯罪や交通事故を未然に防ぎ、高齢者や子どもを含む誰もが安心して過ごせるまちを目指します。



現況と課題

刑法犯罪の認知件数は減少傾向にありますが、街頭犯罪や特殊詐欺など、身近なところで発生する犯罪は依然として後を絶たず、犯罪は悪質・巧妙化しています。また、コミュニティ意識の希薄化などによる防犯力の低下が表面化しており、地域社会における防犯機能の充実強化が重要な課題です。

高齢者を対象とした特殊詐欺等被害防止講座や児童生徒を対象とした消費者教育講座を実施し、注意喚起に努めていますが、今後一層、防犯意識の高揚や防犯体制の強化を図る必要があります。

市内の交通事故は、発生件数が減少傾向にあるものの、高齢者の交通事故は増加する傾向がみられます。

今後とも、警察、地域、事業者、学校などと連携しながら、防犯、交通安全への取組に力を入れ、安全・安心なまちをつくっていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
地域防犯パトロール団体の数	5 団体	6 団体
特殊詐欺等被害防止講座の実施(年間)	21 回	30 回
交通事故発生件数(年間)	109 件	99 件



消費者教育(新宮小中学校)



交通安全教室



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進

- ① 自治会によるLED防犯灯の設置への補助を促進し、犯罪の未然防止を図るとともに、警察や地区防犯協会、市民団体などと連携し、防犯パトロールや啓発活動の強化に取り組み、各種防犯活動の充実を図ります。
- ② 各小学校で実施しているICチップによる登下校管理システムをはじめ、駆け込み場所の確保、子ども110番への協力の促進など、子どもを守る体制を強化します。また、不審者情報等の配信による注意喚起を行います。
- ③ 特殊詐欺・悪質商法被害防止の出前講座や相談体制を充実させるとともに、広報啓発活動の積極的な推進、消費生活相談の利用促進を図り、市民の消費者被害防止に努めます。
- ④ 警察や市民団体、事業者などと連携し、暴力団排除活動を積極的に推進します。

(2) 交通安全の体制強化

- ① 安心安全な歩行環境を確保するため、危険箇所の調査や安全施設の整備・維持管理に取り組みます。また、登下校の安全管理については、通学路の路肩のカラー塗装を進めます。
- ② 警察や交通安全協会、交通安全母の会などと連携して、子どもや高齢者対象の交通安全教室の開催や交通ルール遵守、安全運転喚起のための各種交通安全キャンペーンの実施など、市民の交通安全意識の向上を図ります。

第三次総合計画について

まちづくりの課題

まちづくりの将来像

施策の大綱

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

資料編

基本方針4 生涯安心して暮らせるまちづくり

- 施策15 地域共生社会の実現
- 施策16 健康づくりの推進と医療の充実
- 施策17 温かな子育て支援、健やかな子育ての応援
- 施策18 安心して充実した高齢期の応援
- 施策19 とともに生きるまちづくり

基本方針 4 生涯安心して暮らせるまちづくり

施策15

地域共生社会の実現

社会保障の確保、地域での支え合いにより、誰もが自分らしい生活を実現し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指します。



現況と課題

今日の社会環境は人口減少社会を迎え、少子高齢化、核家族化が急速に進み、高齢夫婦のみの世帯や、高齢者の単身世帯が増えています。また、住民同士の価値観が多様化し、近所の付き合いなどが少なくなり、地域社会が持っていた「まとまり」や「つながり」が弱まっています。

また、これまで保険・年金制度の適正な運用や、自助・互助・共助・公助の役割分担と連携を下に、様々な福祉サービスの取組を行ってきましたが、生活困窮等の従来からの課題に加え、ひきこもりや介護と育児のダブルケアなど、新たな課題が顕在化し、支援ニーズは複雑複合化しています。

このような社会全体の変化を踏まえ、これからは「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や資源が世代・分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
自立相談支援による社会的自立件数	27 件	30 件
市内の福祉サービスや介護サービスの満足度	18%	30%



出典：厚生労働省ホームページ



出典：厚生労働省ホームページ



主な取組

(1) 社会保障の充実

- ① 国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に関する情報提供や相談対応による理解を促進し、各保険制度の適正な運用に努めます。
- ② ひとり親家庭医療費助成、こども医療費助成、心身障がい者医療費助成や自立支援医療費助成など、医療費の負担軽減に努めます。
- ③ 市民や事業者による募金や寄付、共済制度の活用など、市民、企業を含めた共助を促進します。

(2) 自立支援の推進

- ① 障がい者、無業の若者、ひとり親などの就業や地域生活を支えるため、各分野の相談支援体制、就労支援機関やNPO、事業者、住民などの連携による地域ぐるみのサポート体制を充実し、自立生活を支えていきます。
- ② 生活困窮状態に早期に対応し、自立相談支援（就労その他の自立に関する相談、生活設計支援）、住居確保支援、就労準備支援、一時生活支援及び家計相談支援、生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、自立の促進に必要な支援に努めます。

(3) 地域福祉の推進

- ① 地域課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備と、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。
- ② 学校教育や生涯学習における福祉教育・学習を充実するとともに、ボランティア活動をはじめ、相互理解と支え合いの意識を育む機会の拡充を図ります。
- ③ 社会福祉協議会を中心とした各種福祉団体活動の充実や、地域福祉を推進する人材、地域リーダーを育成し、連携体制づくりなどを進めます。
- ④ 地域で集い、見守り、助け合う様々な地域活動を促進するため、有料・有償システムを含む体制強化を検討するなど、持続可能な仕組みづくりを進めます。

主な関連計画



地域福祉計画

基本方針 4 生涯安心して暮らせるまちづくり

施策16

健康づくりの推進と医療の充実

生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすことができるよう、市民自らの主体的な健康づくりを推進し、安心して医療を受けられるまちを目指します。



現況と課題

本市では、「四国中央市健康づくり計画」に基づき、健康的な生活習慣づくりを重視し、生活習慣病予防や健康教育に取り組んできました。また、身体のみならず、心の健康づくりを推進するため、「四国中央市自殺対策計画」を策定し、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や相談事業にも取り組んでいます。

近年では、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の増加や高齢化の進行による要介護者の増加が大きな課題となっており、あらゆる世代が健やかに暮らすことができるよう、生涯を通じた生活習慣病の予防と介護予防を一体化した取組を行い、健康寿命の延伸を進めることが重要となります。

また、健診・がん検診や健康教育、予防接種の推進などにより、市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、家庭や地域、職場などと医療・保健に関わる各種関係機関等が協力・連携し、市民の主体的な健康づくりを推進する環境づくりを進めることが必要です。

地域医療体制に関しては、本市では医療従事者の割合が県や全国の平均を大きく下回っている状況であり、加えて人口減少・高齢化の急速な進展により、地域医療を支える医療資源の脆弱化が危惧されております。また、二次救急医療機関の東部偏在などもあり、近隣市での受診割合が高くなっております。

これらを改善し、住民の地域医療に対する信頼や安心を確保するためには、医療機能の分化と連携を適切に推進し、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を実現することが必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
健康づくりサポーターの登録者数(累計)	90 人	100 人
ゲートキーパーの養成者数(累計)	2,818 人	3,500 人
国保特定健診受診率	29.3%	35.0%
後期健康診査受診率	7.7%	10.0%



健康教室





SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 市民の主体的な健康づくりの推進

- ① 生活習慣病の発症予防や早期発見・早期治療を目指し、健診・がん検診の受診率向上に向けた取組を行います。また、個人に応じた保健指導を充実させ、目標設定型の健康づくり支援を進めます。
- ② 健康相談や健康教室、健康まつりなどの実施により、市民の健康に関する関心や知識を育み、一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。
- ③ 健康づくりサポーター、食生活改善推進員など、幅広い人材育成やリーダーを養成し、各種関係機関との連携を進め、地域で市民主体の健康づくり活動のネットワークが広がるよう支援します。
- ④ 感染症の発生や感染拡大を予防することを目的として、日常的に感染対策事業を展開します。各関係機関と連携し、感染予防・感染拡大防止体制の整備に努めます。
- ⑤ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、カウンセリングなどの健康相談機能を拡充し、心の健康づくり支援体制の充実に努めます。

(2) 地域医療体制の整備

- ① 中核病院建設に向けた支援を推進し、二次救急医療機関の東部偏在を解消するとともに、既存の医療資源の持続・強化を図るための支援にも取り組み、誰もが安心して生活ができる地域を目指します。
- ② 広域的な連携により、救急医療体制を整備し、体制の維持・確保に努めます。
- ③ 医療と介護を一体的に提供するため、医療・介護関係者の効果的な連携体制の充実・強化を図ります。

主な関連計画



健康づくり計画

食育推進計画

自殺対策計画

国保データヘルス計画

新型インフルエンザ等対策行動計画

基本方針 4 生涯安心して暮らせるまちづくり

施策17

温かな子育て支援、健やかな子育ての応援

地域での子育てと暮らしに夢を持つことができるよう温かな子育て支援を行い、健やかに子どもが育つまちを目指します。



現況と課題

少子化や核家族化、共働き世帯の増加に伴い、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育て中の孤立感や子育て力の低下から子育てに悩む保護者が増えており、安心して子育てできる環境づくりに取り組むことが求められています。

本市では、不妊治療費の助成や乳児家庭全戸訪問、保育環境の向上、放課後児童クラブの受入体制の拡充、子どもの居場所づくりなど、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない各種支援の充実に取り組んでいます。

子育て支援事業として、地元企業と連携した乳児紙おむつ支給事業や子育てガイドブック、四国中央市子育て応援隊の運営等、本市ならではの子育て支援を充実し、温かみのある子育て支援と細やかな情報提供を行っています。

今後は、多くの人が、家族を持つことや、子どもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現するため、官民連携による時代と地域の実情に即した子育て環境の充実を図ることが求められます。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
未満児保育対象者数に対する利用定員比率	47%	60%
H P「四国中央市子育て応援隊」へのアクセス件数	13,159 件	17,000 件
えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証の市内企業数	44 件	60 件



土居東こども園



子育て支援センターすくすく



主な取組

(1) 産み育ての応援

- ① 妊娠期から出産、産後ケアに至るまで切れ目のない支援を実施し、安心して出産できる支援体制の構築を目指します。
- ② 妊娠出産を望む夫婦が不妊治療と仕事の両立ができる職場環境整備のため、企業内での理解促進につながるよう情報発信に努めます。

(2) 子育ての応援

- ① 保育サービス、ファミリーサポートの充実に取り組み、多様化する保育ニーズの動向に応じた保育体制の確保に努めます。
- ② 子育てガイドブック、子育て支援サイト「子育て応援隊」、子育て支援アプリ等による効率的・効果的な情報提供を行うとともに、子育てを応援する子育て広場、子育てイベントを充実し、市民参加型の子育て施策を推進します。
- ③ 企業と連携した乳児紙おむつ支給やこども医療費助成など、経済的支援の充実を図ります。
- ④ 障がい児保育、医療的ケア児及び要支援家庭の子育て支援制度を充実します。
- ⑤ 育児休業や柔軟な働き方の導入など、事業所による子育て支援を促進します。
- ⑥ 子どもが生まれ育った家庭の環境に左右されることのないよう、生活支援や就学支援、子どもの居場所づくりなど、官民一体となり、子どもたちを支援します。

(3) 子ども・青少年を育む環境づくり

- ① 市の将来を見据えた保育施設等の適切な配置を検討し、ニーズに対応した整備を行います。
- ② 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の運営、児童遊園の充実や公園の安全な管理など、子どもが安心して過ごせる環境づくりを進めます。
- ③ 青少年の健全育成活動、愛護班活動など、地域で子どもや青少年を見守る体制を充実します。また、子ども会活動や各種文化・スポーツ活動など、子どもや青少年の自主活動、世代間交流を通じた育み合いを促進します。

主な関連計画



子ども・子育て支援事業計画

基本方針 4 生涯安心して暮らせるまちづくり

施策18

安心で充実した高齢期の応援

高齢者の積極的な社会活動への参加を促進するとともに、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることのできるまちを目指します。



現況と課題

少子高齢化の進展とともに、家族や地域で支え合う力が弱まり、個人意識や価値観の多様化、プライバシーの配慮などにより、身近な地域での交流や結びつきが希薄になりつつあります。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、介護予防や認知症対策への取組などがますます大きな課題となっています。

災害時の避難や孤独死防止のため、地域ぐるみでの高齢者の見守り活動、また、判断能力が低下した高齢者が詐欺被害や不利益を被らないよう権利擁護に取り組む必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、社会参加や貢献ができる環境づくりと医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの推進が求められています。



成果指標と目標値

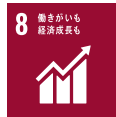
成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
認知症サポーター数	14,409 人	18,000 人
住民主体の貯筋体操集いの場の数	73 件	130 件
ケアプランチェック件数(年間)	127 件	200 件



認知症サポーター養成講座



お口の健康教室



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 高齢者の社会参加と介護予防の推進

- ① 地域活動やボランティア活動への参加、経験を活かした就労機会の拡大により、高齢者が生きがいを感じながら生活できる環境づくりを進めます。
- ② 一人ひとりが楽しみを感じ、充実した生活を継続できるよう、気軽に参加できる場や自主活動の育成支援に努めます。
- ③ 高齢者による主体的な介護予防の取組や活動を支援します。

(2) 高齢期の生活支援の充実

- ① 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、介護、福祉の連携による地域包括ケア体制を充実します。
- ② 高齢者の住み慣れた地域での安心・安全な暮らしが継続できるよう、地域実情に応じた新たな社会資源の創出、避難行動要支援者に対しての個別避難計画作成支援、見守り支援等、地域での支え合い活動の充実に取り組みます。
- ③ 認知症高齢者を総合的に支援する体制の充実・強化を図るとともに、成年後見制度の利用促進や消費者被害防止に向けた普及啓発等、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

(3) 介護保険サービスの効果的な提供

- ① 介護認定の迅速化、平準化、本人・家庭を主体とするケアプラン作成、有効なケアマネジメントの推進など、介護保険制度の適正かつ効果的な活用を進めます。
- ② 介護保険施設の整備・運営の一層の有効化を図るとともに、介護従事者等の育成など、人材不足の解消に中長期的な視点を持って取り組み、サービス基盤の充実・確保に努めます。
- ③ 包括的・継続的な在宅医療・介護を提供するため、医療・介護連携の強化に努めます。

主な関連計画



高齢者福祉計画

介護保険事業計画

基本方針4 生涯安心して暮らせるまちづくり

施策19

ともに生きるまちづくり

障がいのある・なしに関わらず、誰もが地域の中で互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らせるまちづくりを目指します。



現況と課題

これまで「四国中央市障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、サービス基盤の整備などを計画的に進め、四国中央市基幹相談支援センターと子ども若者発達支援センター（通称パレット）を核に、相談支援体制の強化や就労支援の取組にも力を注いできました。

令和3年9月には、「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」が制定されました。この条例は、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」等の理念に則り、障がいの有無にかかわらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合えるまちづくりを目指すことを目的としています。

障がい者を取り巻く環境は、障がい者の高齢化や障がいの重度化等、多岐にわたっており、その諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していく必要があります。

すべての市民が地域社会の一員として生きがいを持って生活していくためには、支え合うための相互理解を促しながら、あったかできめ細かな施策を一步ずつ着実に推進していく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
障害福祉サービス・障害児通所支援利用者	1,051人	1,372人
地域移行支援及び地域定着支援の給付対象者数	0人	10人
障害者優先調達推進法に基づく調達金額※	535万円/年	630万円/年

※障害者優先調達推進法に基づく調達金額の現況値は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費を除く



障がい理解の促進・啓発の取組



自立支援協議会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) とともに生きる社会の基礎づくり

- ① 市民の障がいに対する理解促進のため、出前講座等による啓発活動に努め、障がいのある・なしを超えた市民交流の機会充実を図ります。
- ② 成年後見制度活用などによる障がい者の権利擁護や虐待防止を図るとともに、障がい者を守り・支える体制を充実します。
- ③ 意思疎通支援や情報バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、個々の障がいに応じた合理的配慮を的確に実施できるよう取り組み、地域生活の支援環境や社会参加を促す社会基盤の充実を図ります。

(2) 日々の暮らしを支えるサービスの充実

- ① 障がいのある人や地域の関係者が参画する自立支援協議会の意見を尊重し、医療・保健・福祉の連携のもと、障害福祉サービスや障害児通所支援等の適正利用を進めます。
- ② 官民協働による入所施設の整備に加え、グループホームでの生活を支える体制の充実を図り、地域における障がい者の住まいの確保に努めます。
- ③ 地域で暮らし続けること、地域に出て暮らすことを目標に掲げ、社会参加を促す取組を進めます。
- ④ 医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。

(3) 自立を目指すための支えと促し

- ① パレット・民間事業所等が連携し、発達障がいなどの早期発見・早期療育から特別支援教育への一貫した支援を行い、一人ひとりに応じた療育・教育を進めます。
- ② サービス等利用計画作成のための相談支援を中心に、障がい者の豊かな地域生活を支える相談支援体制の強化を図ります。
- ③ 心身障がい者への経済的負担の軽減を図ります。
- ④ 就労促進のため、関係機関等との連携により、障がい者雇用に対する企業意識を高め、障がい者の雇用機会拡大を図ります。

主な関連計画



障がい者計画

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画

パレット・プラン

第三次総合計画について

まちづくりの課題

まちづくりの将来像

施策の大綱

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

資料編

基本方針5 未来を拓く人を育むまちづくり

- 施策20 人権文化の醸成
- 施策21 未来を拓く子どもたちを育成する
学校教育の推進
- 施策22 安全・安心に学べる学校づくり
- 施策23 地域文化の継承と創造
- 施策24 生涯学習による人づくり・まちづくり
- 施策25 スポーツの推進

基本方針5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策20

人権文化の醸成

社会が変容しようとも普遍的なテーマである人権について、日常の暮らしの中で大切にし、互いに尊重し認め合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちを目指します。



現況と課題

平成28年に差別を解消することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の3つの法律が施行されたことから、本市においても令和元年12月に「人権尊重のまちづくり条例」の一部を改正し、近年の複雑多様化する人権課題への対応を図っています。

私たちの身近なところには、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のあらゆる人権に関する課題が存在しており、互いの人権を尊重し、認め合う社会の確立には、市民一人ひとりが人権問題に対する正しい知識を主体的に身につけ、人権意識を継続的に高めていくことが求められます。

また、関係諸団体と連携し、人権施策の推進体制を強化するとともに、相談機能の充実を図る必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
人権のつどいへの参加者数(年間)	300人	500人
地域学習会への参加者数(年間)	971人	1,200人
人権・同和教育推進者養成講座修了者数(年間)	146人	300人



人権のつどい



人権・同和教育推進者養成講座修了者会



主な取組

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校、家庭、職場、地域において、人権が尊重されるよう、学びの場を提供します。
- ② 関係諸団体と連携し、人権・同和教育推進者の養成を進めます。
- ③ すべての教職員が、子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある人権教育を実践できるよう研修の充実を図ります。
- ④ すべての市職員が、部落差別（同和教育）をはじめとするあらゆる人権に関する問題について、正しい知識と認識を持ち、人権が尊重される豊かなまちづくりを推進するため、学習機会の充実を図ります。
- ⑤ 市民の人権意識の高揚を図るため、研修会や研究大会の開催、広報誌やケーブルテレビなどを活用した啓発に努めます。

(2) 人権問題の解決と相談機能の充実

- ① 人権施策基本計画の進捗管理に努めるとともに、人権教育、人権啓発事業が効果的に行えるよう、関係諸団体と協力し、人権施策の推進体制を充実します。
- ② 複雑多様化する人権課題に対応するため、情報収集、関係諸団体と連携強化を図るとともに、相談しやすい体制づくりや相談窓口の周知に努めます。

主な関連計画



人権施策基本計画

人権施策推進プラン

男女共同参画計画

国際交流ビジョン

基本方針5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策21

未来を拓く子どもたちを育成する学校教育の推進

校種間や地域との連携により、教育内容の充実を図り、確かな学力・豊かな心と健やかな体の調和のとれた生きる力を育むまちを目指します。



現況と課題

社会の変化に伴う価値観の多様化を背景に、ESD（持続可能な開発のための教育）など、人間形成の基礎を培う学校教育の充実がますます重要となっています。子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育体制を構築することにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが求められています。また、共生社会の形成に向け、ともに学ぶインクルーシブ教育※をさらに推進していく必要があります。

学校・家庭での生活や学習において、日常的にICTを活用できる環境づくりが必要となっています。GIGAスクール構想に基づいたICTを最大限に活用するため、学習環境を充実させ、学校教育の情報化の推進・質の向上とともに、子どもたちの個々に応じた情報活用能力を育成していく必要があります。

地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や発達障がい、貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題は複雑化、多様化しています。学校、家庭、地域が連携し、一体となって子どもの育ちを支えていくことが求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
地域の教育力活用状況	218 件	240 件

※インクルーシブとは、包含するという意味であり、障がいや国籍など様々な文化や環境の背景を持つ子どもが、分け隔てなく、ともに教育を受けることができる教育体制のこと。



ICTを活用した授業



ALTによる英語授業



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 個別最適化された教育プログラムの充実

- ① 幼保小連携、小中高連携など、発達段階に応じて連続性のある教育体系を築いていきます。
- ② 少人数制やチームティーチングによるきめ細かな教育体制により、個に応じた指導をより一層充実させ、ALT（外国語指導助手）やゲストティーチャーを効果的に活用し、学力、体力、運動機能の向上を目指します。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の充実を図ります。また、愛媛県立特別支援学校みしま分校などの関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を提供し、インクルーシブ教育のさらなる推進を図ります。

(2) ICTを活用した新時代の学びの推進

- ① GIGAスクール構想による1人1台端末等のICT機器の効果的な活用を進め、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通して、子どもたちの可能性を高めます。
- ② 誰一人取り残さないための環境づくりや授業方法の改善に向けた取組を推進します。
- ③ ICT研修会を実施し、教職員の資質・ICT活用の指導力の向上を図るとともに、学校における業務の効率化や労働環境を改善し、教職員の働き方改革を推進します。

(3) 地域とともにある魅力ある学校づくり

- ① 地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進めます。また、新宮小・中学校においては小規模特認校制度のもと、魅力ある学校づくりを進めます。
- ② 学習サポートや体験学習、食育推進など、学校と家庭、地域、事業所との連携を進めます。その中で、学校施設の開放、地域交流イベント、空き教室の活用など、地域に貢献する学校づくりを進めます。
- ③ 学校や地域の実態に応じた学校運営協議会の活動の充実を図ります。そして、学校と地域の連携・協働によって、子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を進めます。
- ④ 企業や地域人材による学習サポート体制の充実、学校と企業の人事交流など、市ぐるみで教育人材の育成・確保を進めます。

(4) ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- ① SDGsの17全ての目標を実現するために必要な持続可能な社会の創り手を育むため、学校教育においてESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。

主な関連計画



教育振興に関する大綱

教育基本方針

子ども・子育て支援事業計画

基本方針 5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策 22

安全・安心に学べる学校づくり

次代を担う子どもたちが、健やかでたくましく、のびのびと育ち、安全で安心して学び遊べる地域・学校づくりを目指します。



現況と課題

学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる事件・事故、パソコンやスマートフォン、ゲーム機等のインターネットに接続できる機器の利用低年齢化に伴い、ネット上のいじめやSNSを通して犯罪に巻き込まれる事件などが社会的な問題となっており、社会全体でこれらの問題に向き合っていくことが必要となっています。

本市では、不登校やいじめ問題の対応をはじめ、学校や学習への不適応などへの悩みや不安を抱えた教育的配慮を要する児童生徒への相談・支援体制を構築しています。しかしながら、様々な課題が多様化・複雑化する昨今の状況下においては、相談・支援体制のさらなる充実と、家庭・地域・関係機関が連携を図り、きめ細かな対応をすることが求められています。

また、子どもたちが心豊かで健やかに成長できるよう、関係機関との連携を継続するとともに、学校においては引き続き安全・安心に学べるよう、学校施設の整備、相談・支援体制の継続及び充実、学校給食の提供などが求められています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
地域の方々の協力を得た学習支援活動件数	389 件	420 件
不登校児童生徒の状況の好転割合	41%	50%



学校給食



新宮小・中学校



主な取組

(1) 子どもを守る体制の強化

- ① 市内各小学校で実施しているICチップによる登下校管理システム、駆け込み場所、不審者情報等の配信による注意喚起を維持します。また、子どもの健全育成活動など、地域で子どもを見守る体制の充実に努めます。
- ② 学校安全に関する校内体制を整備し、教職員一人ひとりの危機意識の向上に努めるとともに、実践的な防災教育や交通安全教育を推進し、子どもたちの安全意識の向上に努めます。また、通学路の点検を定期的に実施するなどして子どもたちの安全を図ります。
- ③ 子どもたちが、デジタル社会の善き使い手として、社会に役立つために必要な能力やスキルを身につけ、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養うデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、家庭や地域への理解が得られるよう啓発に努めます。

(2) 学校生活のサポートの充実

- ① 相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携により、児童生徒の内面理解、相談体制の充実に努め、一人ひとりに寄り添う環境づくりを進めるとともに、家庭・地域・関係機関とも連携しながら、いじめや不登校、虐待といった問題の早期発見、早期対応に努めます。
- ② 特別支援教育支援員やSIFA日本語指導ボランティア会との連携により、障がい児や海外からの来訪・帰国児の学校生活をサポートします。
- ③ 奨学制度の充実と利用促進により、すべての子どもの教育機会を確保します。

(3) 学校環境の充実

- ① 幼保小連携、小中高連携、大学連携、産学連携など、連結性のある教育、人材育成環境をつくります。また、今後の学校の在り方について、多角的な視点から検討を進めます。
- ② 子どもの健やかな成長と安全な教育環境の確保を図るとともに、教育能力を高める観点からの、学校施設の充実や適切な配置の検討を進めます。
- ③ 老朽化に伴う学校施設の改修、長寿命化など、教育環境の充実に努めます。

(4) 栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供

- ① 栄養バランスに配慮した献立作成に努め、給食を通じて、地産地消や食育を推進します。
- ② 学校給食の充実や安全・安心な提供体制のため、学校給食設備の整備を推進します。

主な関連計画



教育振興に関する大綱

教育基本方針

子ども・子育て支援事業計画

公共施設等総合管理計画

同個別施設計画

学校施設長寿化計画

基本方針5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策23

地域文化の継承と創造

歴史文化の保全・継承、芸術文化の振興により、本市ならではの地域文化が創造されるまちを目指します。



現況と課題

1300年以上の歴史を持つ宇摩郡を基礎とする本市の歴史や文化、価値観を知することは、歴史や文化を大切に想う心を養うだけでなく、自分の足下（地域）、自分を知ることにつながります。決して古いことばかりを知ろうということではありません。人と人がつながり、育み、心豊かな将来を創造することを目的に、各種の取組を実施しています。

一方で、本市においても少子高齢化の影響から、文化財や伝統芸能の保存継承が困難な事例が増えているほか、文化協会の活動や四国中央ふれあい大学等のイベント利用者、博物館等の来館者も固定化や減少の傾向が見られます。また、現代においては、文化の定義や個々人の文化活動の多様化にも留意した取組が必要です。

本市には、全国一の紙関連産業があり、水引や和紙等の「紙」の文化が根付いていることは最大の強みです。書道パフォーマンス甲子園や紙のまち新春競書大会の発展は、本市の新しい歴史と文化を創ってくれています。新たな地域文化の創造、交流人口の増加等、それぞれが単発的な事業実施に陥ることなく、有機的なつながりを持った計画と実施を行うことが必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
博物館等施設来館者数	8,801 人	12,000 人
書道パフォーマンス甲子園予選申込校数	102 校	150 校
紙のまち新春競書大会応募者数	355 人	380 人



書道パフォーマンス甲子園



手漉き和紙の製造



主な取組

(1) 歴史文化の保全と継承

- ① 埋蔵文化財保護行政の適正な実施に努めるとともに、真鍋家住宅や宇摩向山古墳等の指定文化財を中心に、市民参加型での歴史文化遺産の保護や環境整備を推進します。
- ② 歴史資料の発見やその研究成果について、冊子の刊行や講座講演等を通じて、多様な市民ニーズを汲み取り、積極的に地域への還元を図ります。
- ③ 歴史考古博物館や暁雨館を中核施設として、展示に限らない総合的な学びの場と方法の提供を推進します。特に、学校教育との連携を強化し、将来の人材育成に努めます。

(2) 芸術文化の振興と創造

- ① 紙文化が本市の基盤にあることを念頭に置きながら、手漉き和紙や水引を活用した事業実施に努めます。
- ② 本市ならではの紙まつりや書道パフォーマンス甲子園、競書大会、紙フォーラムのブランド化を図り、全国的・国際的な情報発信を推進します。
- ③ 市民全体で文化芸術活動の振興を図るため、文化協会等の各種団体での社会教育活動を基本としながら、文化振興計画等の立案により、効果的かつ持続可能な支援・促進事業の実施を目指します。
- ④ 市民文化ホールを中心に、文化協会文化祭の実施から多彩な分野で、かつ質の高い鑑賞機会の提供に至るまで、多様な文化振興を図ることで、芸術文化が感じられるまちづくりを推進します。

基本方針5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策24

生涯学習による人づくり・まちづくり

生涯にわたる学習を通して、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるまちづくりを目指します。



現況と課題

生涯にわたる学習活動や社会教育活動は、一人ひとりの生きがいとともに、心豊かな社会づくりの基盤ともなります。また「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎えるにあたり、生涯学習の重要性は一層高まっています。

本市では、社会教育関係団体の支援や連携のもと、様々な学習機会の充実に努めるとともに、公民館・交流センターでの各種講座の開設や少年自然の家での体験活動など、市民の多様な学習要求に対応した生涯学習活動を進めています。

図書館施設については、指定管理者制度を導入した運営を行っており、資料の収集・整理や館内の環境改善、各種イベントを開催し、施設の魅力づくりと利用者サービスの拡大に努めています。今後においては、学校図書館との連携支援等も視野に入れた読書環境整備を進める必要があります。

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や、取り組むべき課題の複雑化の中にあって、住民の主体的な参加による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上にその役割を果たすことが期待されています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
公民館主催事業への参加者数	80,059 人	82,000 人
図書館年間貸出利用者数	98,498 人	110,000 人



四国中央ふれあい大学講座



公民館利用サークルの活動



主な取組

(1) 生涯学習の環境づくり

- ① 公民館や図書館などの生涯学習施設の整備や活用など、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくりを進めます。
- ② 四国中央ふれあい大学や生きがい講座など、文化施設や図書館などの各種講座や学習イベントを充実するとともに、市民が身近な地域で学習活動に参加できるよう、地区公民館ごとに市民の学習ニーズに応じた学習プログラムの充実を図ります。
- ③ DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、公民館情報をデジタル化し、講座内容の充実に役立てるとともに、市民の利用を促進します。また、指導者の育成、学習相談機能の充実、生涯学習グループの育成などを進め、市民の自主的な学習活動を支援していきます。

(2) 生涯学習による人づくり・まちづくりへの展開

- ① 公民館等地域の「学びの場」である社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等が、活力ある地域コミュニティの形成につながっていくように取り組みます。

(3) 読書活動の推進

- ① 四国中央市こども読書活動推進計画に則り、こどもの読書活動を推進するための読書環境の整備に努めます。
- ② 集配本事業の拡大や導入した電子図書館の利用促進など、視聴資料や視聴環境を拡充し、市民サービスの向上を図ります。

主な関連計画



教育振興に関する大綱 教育基本方針 こども読書活動推進計画
公共施設等総合管理計画 同個別施設計画

基本方針 5 未来を拓く人を育むまちづくり

施策 25

スポーツの推進

誰もが運動・スポーツに親しみ、市民一人ひとりが健康で生き
生きと暮らすことができるまちづくりを目指します。



現況と課題

新型コロナウイルスの影響により、スポーツ施設の休館や行事の中止等が相次ぎ、住民同士の交流の場でもある地域スポーツの後退や個人の体力の低下、ストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響が懸念されます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催によって高まったスポーツへの興味・関心に加えて、コロナ禍における健康志向の高まりを踏まえ、幅広い年代の市民が多様なスポーツに触れる機会を提供するとともに、安心してスポーツを楽しめる施設・設備の充実が求められています。

少子高齢化が進む中、競技スポーツにおいては、競技人口の拡大や競技力の向上を図るため、競技団体への支援や指導者の育成を継続して行っていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
週1回以上運動・スポーツを行っている成人の割合	40.4%	50%以上
市内スポーツ大会への参加者数	6,056人	9,000人



新春やまじっこマラソン大会



キンボール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 生涯スポーツの推進とスポーツに親しむきっかけづくり

- ① 子どもから高齢者まで、年代やライフスタイルに応じてスポーツを楽しむ、取り組めるよう、教室やイベントなどの充実を図ります。
- ② 障がい者スポーツ活動を支援するとともに、施設のバリアフリー化等を進め、スポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。
- ③ スポーツに親しむきっかけとなるような初心者向けの教室の開催や、スポーツ施設の情報提供に努めます。
- ④ 愛媛県プロスポーツ地域振興協議会等と連携し、プロスポーツの観戦機会の提供や支援に取り組めます。
- ⑤ スポーツを通じた世代間・地域間など、人的交流の促進による地域の活性化やまちづくりに取り組めます。

(2) 競技スポーツの振興

- ① スポーツ団体の組織充実・競技力向上のため、各団体等の支援に取り組めます。
- ② 市スポーツ協会や関係団体等と連携し、指導者の専門性を高めるとともに、資質の向上を図る機会の提供に努めます。

(3) 施設の利用促進と維持管理

- ① 市民にとって身近で利用しやすい施設となるよう、ニーズの把握に努め、既存施設の充実を図ります。
- ② 利用者にとって使いやすい施設となるよう、維持修繕や運用の見直しに取り組めます。

主な関連計画



教育振興に関する大綱

教育基本方針

スポーツ推進計画

公共施設等総合管理計画・同個別施設計画

第三次総合計画について

まちづくりの課題

まちづくりの将来像

施策の大綱

基本方針 1

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

基本方針 6

資料編

基本方針6 とともに築く持続可能なまちづくり

- 施策26 市民自治の促進
- 施策27 協働によるまちづくりの推進
- 施策28 健全な行財政運営の推進
- 施策29 ICTの利活用と親しまれる市役所づくり
- 施策30 シティプロモーション戦略の推進
- 施策31 人口減少・少子化対策の推進

基本方針 6 とともに築く持続可能なまちづくり

施策 26

市民自治の促進

自分たちのまちを自分たちの意思と責任によって治める「市民自治」を促進し、各地域で取り組む市民の自主的な活動により、様々な課題を解決していく持続可能なまちを目指します。



現況と課題

まちづくりの主体は市民であり、その基盤となるのが地域コミュニティであることは言うまでもありませんが、少子高齢化の進展や世代間での価値観の違い、ライフスタイルの多様ななどが地域住民同士の関わり方に影響を与え、コミュニティが希薄になっています。

地域にある様々な課題を解決していくためには、地域コミュニティの活性化による地域力の強化とともに、女性の社会進出にみるような多様な人々の参画が重要であり、近年では、地域課題を解決しようと活動するボランティア団体やNPOなどの設立が活発化しています。

薄れゆく絆を地域に取り戻し、多様化・複雑化する地域課題の解決を図るため、本市のまちづくりの最高規範である「四国中央市自治基本条例」に基づき、市民の自主的な活動を後押しする必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
市役所での課長補佐以上職の女性比率	22.2%	30.0%
審議会等の女性委員登用率	30.0%	35.0%
地区コミュニティ計画の策定率	20%	50%
国際交流等の各種行事参加数	3,921 人	4,500 人



地域コミュニティ協議会の活動



しこちゅ〜国際フェスタ



主な取組

(1) 多様な社会参加の促進

- ① 市民一人ひとりが性別に関係なく個性を認め合い、男女（ひと）が輝けるまちづくりを進めます。
- ② 男女が共に市の政策・方針決定過程に参画する機会を確保するため、女性の参画拡大を推進します。市役所においても女性職員の登用に積極的に取り組みます。
- ③ 多文化共生のまちづくりに向けて、市民、関係団体、企業、地域コミュニティや教育機関と連携を図ります。
- ④ 国際化推進実行委員会を中心に、国際交流における各種団体等の連携を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けて、日本語の学習支援や災害への対応など、外国人にとって暮らしやすいまちづくりを市民と協働で進めます。

(2) 地域コミュニティの活性化

- ① 各地域のコミュニティの形成を促進するため、地域コミュニティ基本計画に基づき、地区協議会の設置の後押しや活動に対する人材面・財政面の支援を行います。
- ② コミュニティ意識の醸成につながる講習会や体験学習の開催に努めます。また、地域に住む若い世代の参画を促し、担い手として育つように支援します。

(3) 多様な市民活動の振興

- ① ボランティア活動に関する様々な情報を積極的に提供し、市民や企業へのボランティア意識の高揚を図り、活動の機会や活躍できる環境づくりを進めます。
- ② ボランティア市民活動センターが中心となり、マッチング事業や人材育成事業に取り組むことで、多様な団体等をつなぐ橋渡し役を担い、団体・企業・個人がボランティア活動に取り組みやすく、発展的に続けられるようにサポートします。
- ③ 市民活動団体やNPOが主体となるまちづくり活動に対して、財政的な支援に加え、活動団体や活動内容の見える化を図り、情報の発信と交流の促進に努めます。

主な関連計画



自治基本条例

男女共同参画計画

地域コミュニティ基本計画

ボランティア市民活動推進計画

国際交流ビジョン

基本方針 6 とともに築く持続可能なまちづくり

施策 27

協働によるまちづくりの推進

市民の市政への参画を促進して、より多くの意見や要望を計画等に反映させることで、多様化する市民ニーズに的確に対応できる市政運営を目指します。



現況と課題

四国中央市自治基本条例は、「協働によるまちづくりを実現すること」を目的としており、「協働」とは、市民、議会及び市が互いに尊重し、補完し合いながら同じ目的のために協力して活動することと定義しています。

協働によるまちづくりを進めるためには、市民が主体的に市政へ参画できる仕組みづくりが必要であり、市はこれまでに、審議会等への参画、タウンコメント、住民投票について個別に条例化や運営に関する指針の策定などに取り組んできましたが、市民の参画が増加しているとは言えない状況です。

原因として、情報が市民に行き届いていないことや若い世代の市政への参画が進んでいないことが挙げられることから、SNSなどを活用した効果的な宣伝広報を行う必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
ボランティア市民活動センター登録者数	6,704 人	8,100 人
審議会等への公募委員選任率	7.7%	10.0%



ボラセブン(高校生ボランティアグループ)



あったか家族賞表彰式



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



主な取組

(1) 様々な協働事業の充実

- ① NPO法人やボランティア団体、企業などの様々な団体が交流できる機会を創出することにより、価値観と多様性を認め合い、それぞれの団体が持つノウハウを活用できる協働の実現を推進します。
- ② 地域で協働によるまちづくりを実施している団体や個人を市民に広く認知してもらい、今後さらに協働の輪を拡大するために、表彰制度の創設を進めます。

(2) 情報の共有化と参画の推進

- ① 市民のアイデアを市政に反映するため、各分野の計画を策定する審議会では、公募委員を積極的に選任します。また、タウンコメント等による市民参画の機会の拡充を図ります。
- ② より多くの市民に情報を届けるとともに、若い世代の市政への参画を促すため、SNS等のツールを活用した情報発信に努めます。
- ③ 地域で実施しているコミュニティ活動など、市民の自主的な活動について情報提供を行うとともに、地域のニーズと課題解決に導くノウハウを持った団体等のデータベース化を進めます。

主な関連計画



自治基本条例

タウンコメント手続条例

審議会などの運営に関する指針

ボランティア市民活動推進計画

基本方針 6 とともに築く持続可能なまちづくり

施策 28

健全な行財政運営の推進

効率的・効果的な行政運営と、健全な財政運営を推進し、市民が住みよいまちを目指します。



現況と課題

自治体を取り巻く行財政環境は、新型コロナウイルス感染症や自然災害などにより、大きな社会変容に応じた取組が求められています。誰もが安心して安全で、活力ある生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、「新しい生活様式」などの時代の転換点に対応した行財政運営が必要です。

本市では、人件費や経常経費の見直しを図るとともに、積極的なアウトソーシングや公共施設の適正配置にも取り組み、体制のスリム化と効果的な行政運営に努めています。今後、累積した多額の市債残高について、公債費と市債借入のバランスを注視しながら、市債残高の減少に努める必要があります。

人口減少の進行や生活圏の広がりに伴い、派生する様々な行政需要へ対応するために、自治体間連携の重要性が高まっていることから、今後、継続して県域・市域を超えた交流・連携により、共通課題の解決に努める必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
経常収支比率※	82.3%	82.0%
実質公債費比率※	8.2%	8.0%
財政調整基金残高※	63 億円	63 億円

※国の財政政策が令和4(2022)年度と大きく変わらない場合の目標値



市庁舎



四国まんなか交流協議会(職員交流研修会)



主な取組

(1) 効率的・効果的な行財政運営

- ① 職員の政策形成能力や問題解決能力、市民や団体間の調整力など、専門知識と能力を高める職員研修の充実と、自主研究グループなど職員の自己研鑽の機会拡充に努めます。
- ② 適正な人員配置、行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織再編や部門横断的な連携システムの強化など、機動力ある組織体制づくりを進めます。
- ③ 財政の状況、税金の使い方など市民にわかりやすい情報提供に努めるとともに、ふるさと納税、広告収入の拡充、さらには収納率の向上や債権管理の適正化、公共料金の適正化の検討を進め、財源の安定確保を目指します。
- ④ 統一的な基準に基づく財務書類等を活用し、事業の選択と集中を進めるとともに、適切なアウトソーシングや公共施設の管理運営のあり方など、社会変化への対応力を持った柔軟な発想と判断による財政運営に努めます。

(2) 公共施設の適正配置と公有財産活用の推進

- ① 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正配置を推進し、安全性や機能性を高めるとともに、市民サービスの向上や行財政の効率化を図ります。
- ② 公有財産の適正管理、有効活用及び処分を推進します。

(3) 広域行政の推進

- ① 三好市・観音寺市との県域を越えた交流事業や新居浜市・西条市との共同事業の充実を図るとともに、広域的な行政ネットワークの形成と運用を進め、交流・連携による共通課題の解決に取り組みます。
- ② 県及び県内19市町との連携推進を図り、相互の発展や行政の効率化を目指した施策連携強化に取り組みます。
- ③ 国・県からの権限移譲による自主・自立的な行政運営を広域的視野で推進し、本市の特徴を生かした政策を展開します。

主な関連計画



アウトソーシング計画

公共施設等総合管理計画

財政の中期見通し

基本方針6 ともに築く持続可能なまちづくり

施策29 ICTの利活用と親しまれる市役所づくり

ICT※の利活用を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、市民と行政がより連携した情報共有体制を構築し、親しまれる市役所づくりを目指します。

※ICTとは、情報通信技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた言葉。

?

現況と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、市役所の手続きについては、可能な限り「非対面・非接触」で完結することが望まれています。また、ライフスタイルが多様化する中で、24時間どこでも可能な手続や、簡易で負担の少ない手続が求められています。

限られた人的資源の中で、多様化するニーズに応えていくためには、行政運営の簡素化・効率化は優先的に検討すべき事項です。デジタル技術を活用した業務改革に取り組むことによって生じる余力を、行政サービスのさらなる向上へ繋げることが求められています。

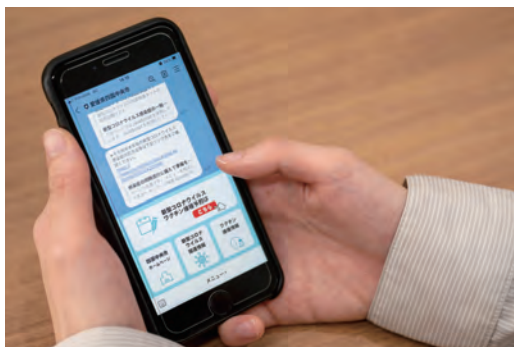
情報端末の所有率は、年齢層が上がるとともに低くなっており、デジタル化の進展により高齢者が情報弱者となりやすい傾向にあります。誰一人取り残さない社会の実現に向け、デジタル活用に不安がある方も利便性を実感できるよう、支援を行う必要があります。

広報広聴では、広報誌やCATV、ホームページのほか、LINEなどのSNSを活用し、情報の発信に努めています。SNSについては利用者数が年々増加する一方で、利用するサービスについても日々変化しています。そのため、SNSの活用にあたっては、情報の内容に合わせて対象者や利用するSNSを選択することはもちろん、広報誌やホームページ等との連携についても、戦略的に進めていく必要があります。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
庁内のキャッシュレス決済利用率	0.0%	50.0%
ホームページのアクセス件数(年間)	963,855 件	2,000,000 件



市公式 LINE



スマートフォン講習会



主な取組

(1) ICTを活用した市民サービスの向上

- ① マイナンバーカードの利用促進に努めるとともに、窓口でのタブレット端末等による簡易な手続や申請手続等のオンライン化により、市民の利便性の向上を図ります。
- ② 市民の利便性向上や新型コロナウイルスなどの感染症対策の観点から、窓口や公共施設において、キャッシュレス決済の導入を進めます。
- ③ AI・RPA※を活用した業務改善に取り組み、業務改善によって生じる余力を生かし、行政サービスの向上や施策の充実を図ります。
- ④ 関係機関と連携したスマートフォン講習会の開催や、職員が窓口業務の一環として手続の支援を行うなど、利用者目線で市民に優しいデジタル化を進めます。

(2) 市民との双方向による情報の受発信体制づくり

- ① 進化する情報技術に合わせた情報提供体制への取組とともに、多言語化の検討や情報のバリアフリー化に努め、より市民に届きやすい情報提供体制を推進します。
- ② 広報委員制度をはじめとする広報広聴機能の充実を図るため、市民からの提案や意見を受け付け、随時情報の提供を行うなど、相互のコミュニケーションと市政へ反映できるシステムづくりに努めます。
- ③ 掲載情報の充実や、市民の登場機会を増やすなど、市民目線による身近な広報づくりの推進を図り、誰もが読みやすくわかりやすい、「伝える」から「伝わる」広報紙への転換を図ります。
- ④ SNSの活用を含めた広報戦略を見直し、効果的な情報の受発信体制の整備と運用に努めます。
- ⑤ CATVのさらなる活用促進など、情報環境の整備と既存情報基盤の有効活用を進めます。

※AIとは、人工知能のこと。データに基づいた判断を行う機能。

※RPAとは、パソコン上の定型作業等を自動化する技術。

主な関連計画



DX推進戦略

基本方針6 とともに築く持続可能なまちづくり

施策 30

シティプロモーション戦略の推進

市が持つ魅力の再定義、再認識を促し、市民相互のつながり強化を通じて、若年層の地域への定着を図り、活力あふれる地域の創造を目指します。



現況と課題

今日の日本では、人口減少及び少子高齢化等の人口問題が急速に進展しており、それに加え、地方においては大都市圏への人口流出により、人口減少に追い打ちをかける状況となっています。本市においても例外ではなく、このまま人口が減少していくと市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼす深刻な問題となっていくことが予想されます。

このことから、自治体として生き残るためには選ばれる市となり、定住・交流・関係人口の増加を図る取組が必要であり、その方策の一つとしてシティプロモーション戦略の推進の重要性が高まっています。

本市は、交通利便性の高い四国のまんなかにもあり、活気ある産業や継承されてきた伝統や文化、山から海に至る豊かな自然など魅力ある地域資源を数多く有しています。この地域資源の中には、他市にはないナンバーワンやオンリーワンのものが存在していますが、ブランドとして未確立であり、市内外に向けて効果的な発信ができていないことが課題となっています。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
プロモーションサイトへの年間アクセス数 (18-34 歳)	—	150,000 件
高等学校(市内3校)3年生の本市の他者推奨意向 (プラス評価)	—	80%



協働ブランディング



高校卒業までの愛着心醸成



主な取組

(1) 市の魅力のブランド化

- ① マーケティング調査を通じて、市の魅力に関するイメージ調査を実施・分析します。
- ② 市民・企業と行政が協働で市の魅力について、新たな視点からブランド化を行います。
- ③ ブランド化の際、キャッチコピー等を使用した一体感のあるプロモーション活動を行います。

(2) 若年層の定着・U ターンの促進及びコミュニティ形成

- ① シビックプライド※を醸成するため、市民参加型のプロモーション活動を推進します。
- ② 若年層の進学等による転出後のUターンを促進するため、高校卒業までに市への愛着心を醸成するための取組を推進します。
- ③ 市民が自らの暮らし方を市民相互の交流を通じて、自由に決定し、時には創造することが出来る環境を作るため、キャッチコピー等も活用しながら、市民自走型のコミュニティ形成を行います。

(3) 市役所からの情報発信体制の強化

- ① 庁内全職員がマーケティング視点を持ち、プロモーションと紐づけた事業推進を行うため、庁内研修を実施します。また、職員一人ひとりが各々の立場で市の広告媒体となるよう、共通意識の醸成を図ります。
- ② デジタル時代の情報発信を効果的に行うため、庁内情報発信のルールを策定し、戦略的な情報発信につなげます。

※シビックプライドとは、自身が居住などする市に対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもこの市を形成している1人であるという認識を持つこと。

主な関連計画



シティプロモーション戦略

基本方針6 とともに築く持続可能なまちづくり

施策31

人口減少・少子化対策の推進

若者の移住・定住の促進と未婚化・晩婚化への対応、四国中央市の子どもたちが将来住みたいと思えるまちづくりを進め、未来を拓く人材が定着するまちを目指します。



現況と課題

本市の人口は、平成2年（1990年）の97,215人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）は82,754人と減少に歯止めがかからない状況となっています。

人口減少の主たる要因は、進学・就職に伴う若者の都市部への流出と少子化であり、この状況が続くと、地域コミュニティや産業における活力低下など、本市の社会・経済状況に悪影響を及ぼすおそれがあります。

若者の移住・定住の促進と、少子化の一因である未婚・晩婚を包摂する積極的なアプローチを構じる必要があります。

令和3年に実施した高校生アンケートでは、約4割が「将来、四国中央市に住みたくない」または「どちらかといえば住みたくない」と答えています。本市で育った子どもたちが「将来も四国中央市に住みたい」と思えるまちづくりを推進していく必要があります。

リモートワークなどの働き方の急速な変容により、地方への移住ニーズが高まる中、移住先として選ばれるまちになるよう、積極的な情報発信や移住促進施策の充実が必要です。



成果指標と目標値

成果指標名	現況値(令和3年度)	目標値(令和9年度)
婚姻組数	252	300
移住者数(転入者含む)	177	250
移住・定住ポータルサイト「四国まんなか生活」訪問者数(月平均)	1,743	2,500



婚活イベント～恋するスイーツパーティー～



若手社会人異業種合同研修交流会



主な取組

(1) 出会いと結婚支援の推進

- ① 結婚支援を行う専門機関やまちづくり団体・企業などと連携し、結婚を希望する方への出会いの機会創出に努めます。
- ② 経済的理由により結婚に踏み切れない若者への支援や結婚を応援する取組を検討します。

(2) 移住・定住の促進

- ① 移住相談及び移住支援体制の充実を図ります。
- ② 市内の空き家情報を集積し、移住希望者に情報提供できる仕組みを検討します。
- ③ 若者と企業の交流活動を支援し、産官連携により、若者のU/I ターンの促進を図ります。
- ④ 本市での暮らしがイメージできるよう、情報発信を強化します。
- ⑤ 市内で働く若者の定住・定着を図るため、交流会などを開催し、若者コミュニティの形成を支援します。

(3) 住み続けたいまちづくり

- ① 市内企業の見学、各種ワークショップなど、子どもたちがまちに誇りを持つことができる事業を実施します。
- ② 子どもたちが、高校卒業後に市外へ転出した後も、本市に再び戻ってきてもらう仕組みを検討します。

主な関連計画



子ども・子育て支援事業計画

シティプロモーション戦略

